平成２４年（フ）第３１８号
香川県木田郡三木町大字氷上2433番地１
破産者　川北　弘之
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
香川県さぬき市津田町津田2765番地
破産者　岡田　一也
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１１号
香川県高松市中山町1408番地２
破産者　桑崎　孝幸
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
愛媛県松山市白水台４丁目３番地18
破産者　青木　信雄
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
愛媛県松山市白水台４丁目３番地18
破産者　青木　栄子
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
愛媛県松山市北斎院町83番地８
破産者　越智　　聡
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９号
愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生２番耕地1395番地12
破産者　丸井　正一
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
福岡県久留米市津福今町404番地90、前住所福岡県久留米市三潴町生岩237番地１
破産者　宮原　幸子
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５０号
熊本県葦北郡芦北町大字佐敷263番地
破産者　三代　　尚
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１９号
宮崎県日南市大字風田3790　みのりの里、住民票上の住所宮崎県串間市大字北方6636番地
破産者　清水　政治
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５６７号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―314号、開始決定時の住所札幌市中央区北２条東８丁目86番地13
破産者　田中　　満
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７９号
北海道旭川市東７条２丁目１番18号
破産者　田島　喜幸
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７５号
北海道旭川市南３条通24丁目19番地の78　ブラザーA101号
破産者　石坂　孝志
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５１号
神奈川県厚木市愛甲２丁目１番１―106号
破産者　廣川　徳也
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８３号
新潟市江南区所島１丁目２番34号、開始決定時の住所新潟市江南区木津５丁目１番20号
破産者　石井　美幸
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８４号
新潟市西区小針上山１番10号　ハイツ渡岩103、開始決定時の住所新潟市西区青山新町13番地12
破産者　小熊　　修
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３６号
静岡市清水区蒲原中408番地
破産者　磯部美貴子
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７４号
愛知県一宮市丹羽1434番地
破産者　林　　光弘
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部